

「農林水産物及び食品の輸出証明書の発行等に関する手続規程」（令和2年4月1日財務大臣・厚生労働大臣・農林水産大臣決定）別紙「ベトナム向け輸出水産食品の取扱要綱」新旧対比表（主な変更部分のみ抜粋）

改正後	改正前
<p>別紙 VN-S1</p> <p style="text-align: right;">（作成日：平成22年8月25日） （最終更新日：<u>令和2年5月11日</u>）</p> <p style="text-align: center;">ベトナム向け輸出水産食品の取扱要綱</p> <p>1～4 （略）</p> <p>5 最終加工施設等の認定手続 （略） （1）～（5） （略） （6）<u>認定施設を管轄する都道府県等衛生部局は、4（1）及び4（2）並びに4（3）ア及びイの要件に該当する施設について、法で規定する監視指導の際に営業の許可の取消し事由が存在する等の問題が認められたときは、食品監視安全課に報告すること。4（3）ウの要件に該当する認定施設については、認定施設を所管する都道府県等の水産部局が必要に応じて認定要件に適合していることを確認すること。</u></p> <p>6 認定施設の認定事項の変更 （1）認定施設責任者は、認定の変更又は取消しをしようとする場合は、別紙様式5により、施設認定担当部局に申請する。 なお、4（1）の場合において認定事項の変更をしようとするときは、変更の場合にあつては、別紙様式2、製品の加工工程に関するフローチャート、施設の平面図及びその他変更内容が確認できる書類を添付する（ただし、変更が<u>施設名又は所在地の表記</u>のみの場合にあつては、製品の加工工程</p>	<p>別紙 VN-S1</p> <p style="text-align: right;">（作成日：平成22年8月25日） （最終更新日：<u>令和2年4月1日</u>）</p> <p style="text-align: center;">ベトナム向け輸出水産食品の取扱要綱</p> <p>1～4 （略）</p> <p>5 最終加工施設等の認定手続 （略） （1）～（5） （略） （6）<u>認定施設を所管する都道府県等の衛生部局は、4（1）、4（2）、並びに4（3）ア及びイの要件に該当する施設について、1年に1回以上認定要件の定期的な確認を行うこと。ただし、4（3）ウの要件に該当する認定施設については、認定施設を所管する都道府県等の水産部局が必要に応じて認定要件に適合していることを確認することとする。</u></p> <p>6 認定施設の認定事項の変更 （1）認定施設責任者は、認定の変更又は取消しをしようとする場合は、別紙様式5により、施設認定担当部局に申請する。 なお、4（1）の場合において認定事項の変更をしようとするときは、変更の場合にあつては、別紙様式2、製品の加工工程に関するフローチャート、施設の平面図及びその他変更内容が確認できる書類を添付する（ただし、変更が<u>事業者名</u>のみの場合にあつては、製品の加工工程に関するフロー</p>

に関するフローチャート及び施設の平面図の提出を省略することができる。)

また、4(3)の場合において認定事項の変更をしようとするときは、別紙様式2その他変更内容が確認できる書類を添付する。

(2) (略)

7 (略)

#### 8 証明書発行機関の登録

(1) 衛生証明書(活水産動物を輸出する場合を除く。)

ア 認定施設等を所管する都道府県等の衛生部局が、衛生証明書を発行するに当たっては、別紙様式6により、食品監視安全課に、証明書発行機関としての登録申請を行う。

イ 食品監視安全課は、アの申請を行った都道府県等の衛生部局について、農林水産省のホームページ上で証明書発行機関として登録したことを公表する。

(2) 食用水産品証明書(活水産動物を輸出する場合に限る。)

ア 認定施設が所在する都道府県(漁船の場合にあっては、漁船法に基づき、漁船が登録された都道府県をいう。本要綱において同じ。)の水産部局が、食用水産品証明書を発行するに当たっては、別紙様式7により、加工流通課に証明書発行機関としての登録申請を行う。

イ 加工流通課は、アの申請を行った都道府県水産部局について、農林水産省のホームページ上で証明書発行機関として登録したことを公表する。

#### 9 衛生証明書の発行手続(活水産動物を輸出する場合を除く。)

(1) 輸出者は、別添1に規定する検査を行い、最終加工施設又は最終保管施設(法第27条に規定する輸入の届出を行い輸入された水産食品であって、か

チャート及び施設の平面図の提出を省略することができる。)

また、4(3)の場合において認定事項の変更をしようとするときは、別紙様式2その他変更内容が確認できる書類を添付する。

(2) (略)

7 (略)

#### 8 証明書発行機関の登録

(1) 衛生証明書(活水産動物を輸出する場合を除く。)

ア 登録施設等を所管する都道府県等の衛生部局が、衛生証明書を発行するに当たっては、別紙様式6により、食品監視安全課に、証明書発行機関としての登録申請を行う。

イ 食品監視安全課は、アの申請を行った都道府県等の衛生部局について、厚生労働省のホームページ上で証明書発行機関として登録したことを公表する。

(2) 食用水産品証明書(活水産動物を輸出する場合に限る。)

ア 登録施設が所在する都道府県(漁船の場合にあっては、漁船法(昭和27年法律第178号)に基づき、漁船が登録された都道府県をいう。本要綱において同じ。)の水産部局が、食用水産品証明書を発行するに当たっては、別紙様式7により、加工流通課に証明書発行機関としての登録申請を行う。

イ 加工流通課は、アの申請を行った都道府県の水産部局について、農林水産省のホームページ上で証明書発行機関として登録したことを公表する。

#### 9 衛生証明書の発行手続(活水産動物を輸出する場合を除く。)

(1) 輸出者は、別添1に規定する検査を行い、最終加工施設又は最終保管施設(法第27条に規定する輸入の届出を行い輸入された水産食品であって、か

つ日本国内で4(1)のエからカまでのいずれの処理も行わずにベトナムへ輸出し、全量がベトナムから再輸出される水産食品を保管する施設に限る。)を所管する都道府県等衛生部局の証明書発行機関に、別紙様式8、別紙様式9(Iを英語で記入したもの)及び以下の書類を添付して、衛生証明書の発行を申請する。なお、電子メール又は輸出入・港湾関連情報処理システム(本要綱において「NACCS」という。)による申請を行う場合にあっては、別添2によるものとする。

ア・イ (略)

ウ 食品等輸入届出(写し)(4(2)のイに該当する場合に限る。)

なお、別紙様式9について、I.⑧の欄で「Processed in Vietnam for reexport to Japan or other countries(日本や他国への再輸出のためのベトナムでの加工)」を選択した場合は、③の欄にName and Address of Establishment(施設の名前及び所在地)のみを記入する(Registration Number(認定番号)の記入は必要ない。)

(2)～(5) (略)

(6) 輸出者が一切の申請手続きを関係の認定施設責任者に委任する旨の委任状を、あらかじめ証明書発行機関に提出した場合には、当該認定施設責任者は申請者となることができる。

10 食用水産品証明書の発行手続(活水産動物を輸出する場合に限る。)

(1) 輸出者は、認定施設が所在する都道府県水産部局の証明書発行機関に別紙様式10に別紙様式11(Iを記入したもの)及び関係書類(生産者の名称が記載され、当該生産者が署名した水揚げの報告書及び別紙様式11のIの内容が確認できる書類(インボイスの写し等))を添付し、食用水産品証明書の発行を申請する。なお、別紙様式11について、I.⑧の欄で「Processed in Vietnam for reexport to Japan or other countries(日本や他国への再輸出のためのベトナムでの加工)」を選択した場合は、③の欄にName and Address of Establishment(施設の名前及び住所)のみを記入する(Registration Number(認定番号)の記入は必要ない。)

つ日本国内で4(1)のエからカまでのいずれの処理も行わずにベトナムへ輸出し、全量がベトナムから再輸出される水産食品を保管する施設に限る。)を所管する都道府県等の証明書発行機関に、別紙様式8、別紙様式9(Iを英語で記入したもの)及び以下の書類を添付して、衛生証明書の発行を申請する。なお、電子メール又は輸出入・港湾関連情報処理システム(本要綱において「NACCS」という。)による申請を行う場合にあっては、別添2によるものとする。

ア・イ (略)

ウ 食品等輸入届出(写し)(4(2)のイに該当する場合に限る。)

なお、別紙様式9について、I.⑧の欄で「Processed in Vietnam for reexport to Japan or other countries(日本や他国への再輸出のためのベトナムでの加工)」を選択した場合は、③の欄にName and Address of Establishment(施設の名前及び住所)のみを記入する(Registration Number(認定番号)の記入は必要ない。)

(2)～(5) (略)

(6) 輸出者が一切の申請手続きを関係の認定施設責任者に委任する旨の委任状を、あらかじめ申請窓口(都道府県等衛生部局)に提出した場合には、当該認定施設責任者は申請者となることができること。

10 食用水産品証明書の発行手続(活水産動物を輸出する場合に限る。)

(1) 輸出者は、認定施設が所在する都道府県の水産部局に別紙様式10に別紙様式11(Iを記入したもの)及び関係書類(生産者の名称が記載され、当該生産者が署名した水揚げの報告書及び別紙様式11のIの内容が確認できる書類(インボイスの写し等))を添付し、食用水産品証明書の発行を申請する。なお、別紙様式11について、I.⑧の欄で「Processed in Vietnam for reexport to Japan or other countries(日本や他国への再輸出のためのベトナムでの加工)」を選択した場合は、③の欄にName and Address of Establishment(施設の名前及び住所)のみを記入する(Registration Number(認定番号)の記入は必要ない。)

<p>また、電子メール又は NACCS による申請を行う場合にあっては、別添 2 によるものとする。</p> <p>(2) <u>証明書発行機関</u>は、当該活水産動物が認定施設で採捕、養殖、食品に接触する包装処理又は保管（本要綱において「採捕等」という。）されたものである場合は、食用水産品証明書（別紙様式 11）を発行する。</p> <p>(3) <u>証明書発行機関</u>は、本要綱に基づく食用水産品証明書発行申請の確認等に当たり、必要に応じ、申請者に対し追加資料の提出を求めることができる。</p> <p>(4) <u>証明書発行機関</u>は、食用水産品証明書の原本を申請者に発行するとともに、写し及び関係書類を証明書発行日から 3 年間保管する。</p> <p>(5) 輸出者が一切の申請手続きを関係の認定施設責任者に委任する旨の委任状を、あらかじめ<u>証明書発行機関</u>に提出した場合には、当該認定施設責任者は申請者となることができる。</p> <p>11 その他</p> <p>(1) ～ (2) (略)</p> <p>(3) ベトナムからの違反連絡等により、輸出水産食品の衛生状態が不良であること又は認定施設が 4 に定める要件を満たさないことが確認又は推定された場合、関連の認定施設を所管する都道府県等衛生部局又は<u>都道府県水産部局</u>は、必要に応じ当該施設の調査、指導等を行う。輸出者は、輸出水産食品の輸送、保管等に関し、責任を負うものとし、都道府県等衛生部局又は<u>都道府県水産部局</u>の調査等に対して協力を行うこと。</p> <p>(4) (略)</p>	<p>また、電子メール又は NACCS による申請を行う場合にあっては、別添 2 によるものとする。</p> <p>(2) <u>申請を受けた都道府県の水産部局</u>は、当該活水産動物が認定施設で採捕、養殖、食品に接触する包装処理又は保管（本要綱において「採捕等」という。）されたものである場合は、食用水産品証明書（別紙様式 11）を発行する。</p> <p>(3) <u>申請を受けた都道府県の水産部局</u>は、本要綱に基づく食用水産品証明書発行申請の確認等に当たり、必要に応じ、申請者に対し追加資料の提出を求めることができる。</p> <p>(4) <u>申請を受けた都道府県の水産部局</u>は、食用水産品証明書の原本を申請者に発行するとともに、写し及び関係書類を証明書発行日から 3 年間保管する。</p> <p>(5) 輸出者が一切の申請手続きを関係の認定施設責任者に委任する旨の委任状を、あらかじめ<u>申請窓口（都道府県の水産部局）</u>に提出した場合には、当該認定施設責任者は申請者となる<u>ことができること</u>。</p> <p>11 その他</p> <p>(1) ～ (2) (略)</p> <p>(3) ベトナムからの違反連絡等により、輸出水産食品の衛生状態が不良であること又は認定施設が 4 に定める要件を満たさないことが確認又は推定された場合、関連の認定施設を所管する都道府県等衛生部局又は<u>水産部局</u>は、必要に応じ当該施設の調査、指導等を行う。輸出者は、輸出水産食品の輸送、保管等に関し、責任を負うものとし、都道府県等衛生部局又は<u>水産部局</u>の調査等に対して協力を行うこと。</p> <p>(4) (略)</p>
<p>(別添 1) (略)</p> <p>(別添 2)</p> <p>電子メール又は NACCS による衛生証明書の発行申請手続</p> <p>1.・2. (略)</p>	<p>(別添 1) (略)</p> <p>(別添 2)</p> <p>電子メール又は NACCS による衛生証明書の発行申請手続</p> <p>1.・2. (略)</p>

3. 食用水産品証明書の発行手続

1. 及び2. の規定は、活水産動物に係る食用水産品証明書の発行手続に準用する。この場合において、この規定中「衛生証明書」とあるのは「食用水産品証明書」と、「衛生証明書発行申請書」とあるのは「食用水産品証明書発行申請書」と読み替えるものとする。

(別紙様式1)

ベトナム向け輸出水産食品施設認定申請書

1. 加工施設等の名称及び所在地

※法人にあっては、法人番号も記載する。

(日本語)

(英語)

(法人番号)

2. 加工施設等の情報

	該当の有無※	登録番号等※※
食品衛生法に基づく営業許可を有する施設		
条例による営業許可を有する又は営業に係る届出等を行っている施設		
食品衛生監視員による監視指導を受けていることが食品衛生監視票等の書類で確認可能な施設		
漁業法等に基づき、適法に漁業を営んでいる養殖場又は漁船（活水産動物に限る。）		

※認定申請施設が該当するものに○をつけること。 ※※許可証等の写しを添付すること。

3. 食用水産品証明書の発行手続

1. 及び2. の規定は、活水産動物に係る食用水産品証明書の発行手続に準用する。この場合において、この規定中「衛生証明書」とあるのは「食用水産品証明書」と、「証明書発行機関」とあるのは「都道府県の水産部局」と、「衛生証明書発行申請書」とあるのは「食用水産品証明書発行申請書」と読み替えるものとする。

(別紙様式1)

ベトナム向け輸出水産食品施設認定申請書

1. 加工施設等の名称及び所在地

(日本語)

(英語)

2. 加工施設等の情報

	該当の有無※	認定番号等※※
食品衛生法に基づく営業許可を有する施設		
条例による営業許可を有する又は営業に係る届出等を行っている施設		
食品衛生監視員による監視指導を受けていることが食品衛生監視票等の書類で確認可能な施設		
漁業法等に基づき、適法に漁業を営んでいる養殖場又は漁船（活水産動物に限る。）		

※認定申請施設が該当するものに○をつけること。 ※※許可証等の写しを添付すること。

3.・4. (略)

(別紙様式2)

Appendix 3

Summary on Food hygiene and safety conditions of the food business operator

(事業者の食品衛生安全条件の概要)

1. Business name (施設の名称) :

2. Address (施設の所在地) :

3. Products (輸出品目及び原料魚の学名) :

4. Production conditions (production chain and export)  
(生産状況 (生産工程及び輸出)) :

Farming and processing areas (養殖場及び加工施設の名称及び所在地) :

※以下について記載すること。

Catch area (生産水域) (又は Farming area (養殖場の名称及び住所) : )

Vessels (漁船) : Fishing method (漁業種類) :

Vessel name (船名) :

Tonnage (トン数) :

IMO number (IMO 番号) :

Japanese vessel number (漁船登録番号)

Health management for Catch (漁獲物の衛生管理) :

3.・4. (略)

(別紙様式2)

Appendix 3

Summary on Food hygiene and safety conditions of the food business operator

(事業者の食品衛生安全条件の概要)

1. Business name (認定施設の名称) :

2. Address (認定施設の住所) :

3. Products (輸出品目) :

4. Production conditions (production chain and export)  
(生産状況 (生産工程及び輸出)) :

Farming and processing areas (養殖場及び加工施設の名称及び住所) :

Transport Method for Processing factory (加工施設への輸送方法) :

Processing area (加工施設の名称及び住所) :

Farming, harvesting, preparation and processing methods

(養殖、漁獲、前処理及び製造方法) :

Feed handling and control measures applied in farming process

(養殖工程で用いられる餌の取扱及び管理方法) :

Packing (labeling), transport and distribution methods

(包装形態 (表示)、輸送及び流通方法) :

Inner packaging (内装形態) :  Box,  Bag,  Other ( )

Quality of material (材質) :  Paper,  Other ( )

External packaging (外装形態) :  Box,  Bag,  Other ( )

Quality of material (材質) :  Paper,  Other ( )

Labeling (表示の内容) :

Transport and distribution methods (輸送方法) :

Transport temperature (輸送温度) :

5.・6. (略)

(別紙様式3)

ベトナム向け輸出水産食品施設認定 (変更又は取消し) 申請について

No. 番号	Business Name (Appendix 3 - 1.) 事業者名	Address (Appendix 3 - 2.) 住所	Products registered for export to Vietnam (Appendix 3 - 3.) ベトナム向け輸出水産
-----------	--	------------------------------------	---

Farming, harvesting, preparation and processing methods

(養殖、漁獲、前処理及び製造方法) :

Feed handling and control measures applied in farming process

(養殖行程で用いられる取扱い及び管理方法) :

Packing (labeling), transport and distribution methods

(包装形態 (表示)、輸送及び流通方法) :

Inner packaging (内装形態) :  Box,  Bag,  Other ( )

Quality of material (材質) :  Paper,  Other ( )

External packaging (外装形態) :  Box,  Bag,  Other ( )

Quality of material (材質) :  Paper,  Other ( )

Labeling (表示の内容) :

Transport and distribution methods (輸送方法) :

Transport temperature (輸送温度) :

5.・6. (略)

(別紙様式3)

ベトナム向け輸出水産食品施設認定 (変更又は取消し) 申請について

No. 番号	Business Name (Appendix 3 - 1.) 事業者名	Address (Appendix 3 - 2.) 住所	Products registered for export to Vietnam (Appendix 3 - 3.) ベトナム向け輸出水産
-----------	--	------------------------------------	---

			食品			
	日本語	英語	日本語	英語	日本語	英語

			食品			
	日本語	英語	日本語	英語	日本語	英語

(申請の記載等に関する注意事項)

1. (略)

2. 関係書類

(1) ベトナム向け輸出水産食品施設認定申請書 (別紙様式1)

(ベトナム向け輸出水産食品施設認定事項の変更(取消し)申請書  
(別紙様式5))の写し

(2) (略)

(別紙様式4)

ベトナム向け輸出水産食品施設認定(変更又は取消し)に関する情報提供

「ベトナム向け輸出水産食品の取扱要綱」に基づき、貴部(局)が所管する施設の認定(変更又は取消し)申請を水産庁加工流通課宛て報告しましたので情報提供いたします。

ベトナム向け輸出水産食品の衛生証明書の発行にあたり、特段のご配慮をお願いいたします。

No. 番号	Business Name (Appendix 3 - 1.) 事業者名		Address (Appendix 3 - 2.) 所在地		Products registered for export to Vietnam (Appendix 3 - 3.) ベトナム向け輸出水産 食品	
	日本語	英語	日本語	英語	日本語	英語

(申請の記載等に関する注意事項)

1. (略)

2. 関係書類

(1) ベトナム向け輸出水産食品施設認定申請書 (別紙様式1)

(2) (略)

(別紙様式4)

ベトナム向け輸出水産食品施設認定(変更又は取消し)に関する情報提供

「ベトナム向け輸出水産食品の取扱要綱」に基づき、貴部(局)が所管する施設の認定(変更又は取消し)申請を水産庁加工流通課あて報告しましたので情報提供いたします。

ベトナム向け輸出水産食品の衛生証明書の発行にあたり、特段のご配慮をお願いいたします。

No. 番号	Bussiness Name (Appendix 3 - 1.) 事業者名		Address (Appendix 3 - 2.) 住所		Products registered for export to Vietnam (Appendix 3 - 3.) ベトナム向け輸出水産 食品	
	日本語	英語	日本語	英語	日本語	英語



(別紙様式5)

ベトナム向け輸出水産食品施設認定事項の変更(取消し)申請書

(申請の記載等に関する注意事項)

変更にあつては、別紙様式2、製品の加工工程に関するフローチャート、施設の平面図及びその他変更内容が確認できる書類(例:変更後、新たに取得した営業許可書の写し等)を添付する。(ただし、変更が施設名又は所在地の表記のみの場合及び4.(3)の場合において施設の認定事項を変更するときにあつては、製品の加工工程に関するフローチャート及び施設の平面図の提出を省略することができる。)

(別紙様式6)

ベトナム向け輸出水産食品衛生証明書発行機関の登録申請書

衛生証明書発行機関所在地(Address of authority):

(日本語)

(英語)

(別紙様式7)

ベトナム向け輸出水産食品食用水産品証明書発行機関の登録申請書

食用水産品衛生証明書発行機関住所(Address of authority):

(日本語)

(英語)

(別紙様式8)

年 月 日

(別紙様式5)

ベトナム向け輸出水産食品施設認定事項の変更(取消し)申請書

(申請の記載等に関する注意事項)

変更にあつては、別紙様式2、製品の加工工程に関するフローチャート、施設の平面図及びその他変更内容が確認できる書類(例:変更後、新たに取得した営業許可書の写し等)を添付する。(ただし、変更が事業者名のみの場合及び4.(3)の場合において施設の認定事項を変更するときにあつては、製品の加工工程に関するフローチャート及び施設の平面図の提出を省略することができる。)

(別紙様式6)

ベトナム向け輸出水産食品衛生証明書発行機関の登録申請書

衛生証明書発行機関住所(Address of authority):

(日本語)

(英語)

(別紙様式7)

ベトナム向け輸出水産食品食用水産品証明書発行機関の登録申請書

食用水産品衛生証明書発行機関住所(Address of authority):

(日本語)

(英語)

(別紙様式8)

年 月 日

都道府県  
保健所設置市  
特別区

衛生主管部（局）長 殿

申請者  
住所  
氏名 印

（法人にあつては、その所在地、名称及び代表者の氏名）

衛生証明書発行申請書

1. 製品の詳細

①～④ （略）

⑤施設名、所在地及び認定番号（認定番号については、認定施設のみ記載）：

⑥～⑪ （略）

2. 官能検査実施結果

品質確認者氏名

官能検査実施日

3. 誓約事項

当該貨物は以下の内容を満たすものであることを誓約する。

（1）・（2） （略）

（3）食品衛生法に適合した水産食品であること。

（4）ベトナム国内での消費を目的とする水産食品においては、本要綱の4.

（1）の要件に適合した認定施設で最終的に加工されたこと。

（5）全量がベトナムから再輸出される水産食品においては、本要綱の4.

（2）の要件に適合した施設で最終的に加工又は保管されたこと。

都道府県  
保健所設置市  
特別区

衛生主管部（局）長 殿

関東信越厚生局長

申請者  
住所  
氏名 印

（法人にあつては、その所在地、名称及び代表者の氏名）

衛生証明書発行申請書

1. 製品の詳細

①～④ （略）

⑤施設名、住所及び認定番号（認定番号については、認定施設のみ記載）：

⑥～⑪ （略）

2. 誓約事項

当該貨物は以下の内容を満たすものであることを誓約する。

（1）・（2） （略）

(6) 官能検査を実施した結果、本要綱の別添1の4.に掲げる官能検査基準を満たしていること。

(7) (略)

(8) (略)

(9) (略)

(10) (略)

(申請書の記載等に関する注意事項)

1. ~ 4. (略)

5. 認定を省略している施設 (全量がベトナムから再輸出される水産食品を最終加工又は最終保管する施設) については、営業許可証の写し等、輸出要件を満たす施設であることを確認するために必要な書類を添付すること。

6. (略)

(別紙様式9~別紙様式11) (略)

(別紙様式12)

年 月 日

各 

都道府県
保健所設置市
特別区

 衛生主管部(局)長 殿

輸出者  
住所  
氏名 印  
電話番号

(法人にあっては、その所在地、名称及び代表者の氏名)

食品輸出計画書

(3) (略)

(4) (略)

(5) (略)

(6) (略)

(申請書の記載等に関する注意事項)

1. ~ 4. (略)

5. 認定を省略している施設については、営業許可証の写し等、輸出要件を満たす施設であることを確認するために必要な書類を添付すること。

6. (略)

(別紙様式9~別紙様式11) (略)

(別紙様式12)

年 月 日

各 

都道府県
保健所設置市
特別区

 衛生主管部(局)長 殿

関東甲信越厚生局長

輸出者  
住所  
氏名 印  
電話番号

(法人にあっては、その所在地、名称及び代表者の氏名)

食品輸出計画書

1.・2. (略)

(別紙様式 13) (略)

1.・2. (略)

(別紙様式 13) (略)